

第 8 回新市名称及び市章選定小委員会会議結果報告書

開催日時	平成17年 9月10日(土) 9:35~11:20						
開催場所	宮城県古川合同庁舎 5階 「501会議室」						
委員の出欠 出席者 欠席者×	委員長 (古川市市会議員)	佐藤 勝		委員 (松山町住民代表)	松本 美佐子		
	副委員長 (岩出山町住民代表)	猪股 松男		委員 (三本木町住民代表)	工藤 俊一	×	
	副委員長 (松山町議会議員)	小笠原 康次	×	委員 (三本木町住民代表)	寺澤 道子		
	委員 (三本木町議会議員)	三浦 幸治		委員 (鹿島台町住民代表)	中條 勲		
	委員 (鹿島台町議会議員)	畑中 理一郎		委員 (鹿島台町住民代表)	中村 喜恵		
	委員 (岩出山町議会議員)	佐藤 智	×	委員 (岩出山町住民代表)	中鉢 恵美		
	委員 (鳴子町議会議員)	大場 常男		委員 (鳴子町住民代表)	菊地 美恵子	×	
	委員 (田尻町議会議員)	石澤 綾夫		委員 (鳴子町住民代表)	高橋 弘美		
	委員 (古川市住民代表)	石村 明美	×	委員 (田尻町住民代表)	石澤 京子		
	委員 (古川市住民代表)	門脇 基		委員 (田尻町住民代表)	戸島 潤		
	委員 (松山町住民代表)	角田 真寿美					
				出席者16名・欠席者5名			
	事務局	事務局長 佐藤吉昭, 次長 岡本透					
広報広聴班: 班長 今藤幸男, 主任 中田健一, 班員 菅原和成							
総務班: 班長 伊藤英一, 班員 高橋勝							
傍聴者	一般 0名 ・ 報道関係 1名						
委員長の署名							

会議次第

<p>1. 開 会</p> <p>2. 開会の挨拶</p> <p>3. 報告事項</p> <p>(1) 第7回小委員会開催結果について</p> <p>(2) 市章選定に係る有識者について</p> <p>(3) 市章デザイン作品の応募状況について</p> <p>4. 協議事項</p> <p>(1) 新市の市章選定スケジュール(案)について</p> <p>(2) 応募作品の有効・無効の判定について</p> <p>(3) 応募作品の選定方法(案)について</p> <p>(4) 応募作品の取扱いについて</p> <p>(5) 次回会議の開催について</p> <p>5. その他</p> <p>6. 閉会の挨拶</p> <p>7. 閉 会</p>

議事の概要

1. 開会・・・広報広聴班 中田主任（司会進行）

2. 開会の挨拶・・・佐藤（勝）委員長

3. 報告事項・・・議長 佐藤（勝）委員長

（1）第7回小委員会開催結果について

事務局広報広聴班今藤班長より、資料（P1～2）に基づき報告。

原案のとおり確認。

（2）市章選定に係る有識者について

事務局広報広聴班今藤班長より、資料（P3）に基づき報告。

有識者5名については、第36回協議会において報告していることの説明。

原案のとおり確認。

（3）市章デザイン作品の応募状況について

事務局広報広聴班今藤班長より、資料（P4）に基づき報告。

募集締切り後にも、郵送で32通が事務局に届いているが、それらは作品としての受付はしていないことの説明。

原案のとおり確認。

（休憩して、応募された作品の原本を小委員会委員で確認）

4. 協議事項・・・議長 佐藤（勝）委員長

（1）新市の市章選定スケジュール（案）について

事務局広報広聴班今藤班長より、資料（P5）に基づき説明。

9月26日までに第1次選定作品として2点以内を選定し、事務局へ報告することを説明。

第38回協議会の開催日程が決定していることから、その日程に合わせて次回の小委員会の開催時期を10月中旬としたことを説明。

原案のとおり承認。

（2）応募作品の有効・無効の判定について

事務局広報広聴班今藤班長より、資料（P6）、「資料1」及び「無効項目審査一覧表」に基づき、無効と思われる作品項目を示し、その項目毎に有効・無効の判定をしてもらいたいことを説明。

他市町村章等と類似している作品については、第1次選定が終了した段階で、事務局が確認することを追加で説明。

折られた作品については、郵送中に折れることも考えられるため、有効としたいことを追加で説明。

確認事項

無効とする作品は、黒色以外の色を用いて描かれたもの、ファクシミリで応募されたもの、応募用紙が白色以外のもの、一人の応募者が4点以上応募したもの（3点目までは有効）とすることを確認した。（無効：127点）

【確認事項に関わる意見等の概要】

委員 ・一人4点以上応募した場合に、無効とするのは4点目からか、それとも応募した全ての作品を無効とするのか。

事務局 ・3点目までは有効とし、4点目以上は無効としたいと考えているが、決定は小委員会で行ってほしい。

委員 ・3点目までと4点目以上を区分するのは、全ての作品を見ないと決められないのでは。

- 事務局・受付番号で機械的に判断し，一人の応募者について受付番号の若い順に3点までを有効としたい。
- 議長・事務局としての無効作品の案があれば示してほしい。
- 事務局・黒色以外の色を用いて着色されたもの，応募用紙が自作様式で規格が大きいもの，ファクシミリで応募されたもの，応募用紙が白色以外の色紙のもの，応募過多で4点以上応募されたものを無効とする案を考えている。ただし応募過多の場合，全ての作品を無効とするか，4点目以上だけを無効とするかは，小委員会で判断してほしい。
- 委員・規格が大きいものとは，作品そのものが12センチ四方を超える大きさなのか。
- 事務局・そのとおりである。
- 委員・指定様式の規格大とは，12センチ四方より大きいものなのか。
- 事務局・募集チラシにある応募様式の寸法よりも，大きいものである。
- 委員・寸法の小さいのを有効作品と認めるなら，大きいのも認めていいのではないか。またデザイン趣旨が101字や102字は許容範囲と思うが，110字や120字くらいのももあるのか。
- 事務局・あります。
- 委員・それらも有効とするなら，趣旨が100字以内という制限は必要ないのでは。
- 事務局・あくまでも事務局案なので，それらを有効とするかは小委員会で判断願いたい。
- 委員・101字や102字はよいとしても，120字や130字などは認められないのでは。
- 委員・趣旨は100字超えてもいいと思う。また着色された作品も有効でいいのではないか。
- 議長・1項目ずつ協議したい。まず，着色された作品はどうするか。
- 委員・募集要領にも黒一色と明記してあるので，着色された作品は無効とすべきだ。
- 議長・着色された作品は無効でよろしいか。
- 委員・はい。
- 議長・枠無し，細線無しの作品は有効でよろしいか。
- 委員・はい。
- 議長・規格の大きい作品はどうするか。
- 委員・規格の大小にかかわらず，外枠が示されているならいいのではないか。大きい作品でも，縮小して比較できるなら有効でいいのでは。
- 委員・デザインが，拡大や縮小することによって損なわれないなら，有効でいいと思う。
- 事務局・外枠が無くて，作品だけを大きく描いたものがある。また，用紙の表側に作品を裏側に住所等を書いた，指定様式に全くそわないものもある。
- 委員・実際に市章として使用する場合は，大きさも変えるのだから，規格が大きくても有効としていいと思う。
- 議長・規格の大小を問わず，指定様式と自作様式のいずれも有効としてよろしいか。
- 委員・はい。
- 議長・ファクシミリでの応募は無効でよろしいか。
- 委員・はい。
- 議長・趣旨が100字を超えた作品はどうするか。
- 委員・図柄の説明を，限られた文字数の中だけでするのは難しいものである。
- 議長・100字を超えても有効でよろしいか。
- 委員・はい。
- 議長・色紙での応募は無効でよろしいか。
- 委員・はい。
- 議長・作品が折られたものは，有効でよろしいか。
- 委員・はい。
- 議長・応募過多の取扱いはどうするか。
- 委員・その応募者の内訳を説明してほしい。
- 事務局・3名が4点ずつ応募し，1名が11点応募している。

- 議長 ・事務局案のとおり，一人3点目までを有効とし，それ以外は無効でよろしいか。
委員 ・はい。
議長 ・無効作品を除いた1市6町の内訳については，事務局でまとめたのちほど報告します。

(3) 応募作品の選定方法(案)について

事務局広報広聴班今藤班長より，資料(P7)に基づき説明。

小委員会委員には，のちほど応募作品のコピーを渡すので，無効作品を除外したうえで，9月26日までに一人2点以内を選定し，事務局へ報告することとした。

有識者も，同様の方法で一人5点以内を選定することとした。

小委員会委員と有識者が選んだ最大67点の作品については，小委員会委員あてに後日コピーを送付するので，第2次選定に向けて一人3点以内を選んでおくこととした。

次回の小委員会において第2次選定と最終選定を行い，市章候補作品5点を決定することとした。

確認事項

類似する市町村章については，第1次選定作品を事務局が確認することとした。

似たデザインの作品については，各委員が第1次選定で気付いたら事務局へ報告することとし，原案のとおり承認。

【確認事項に関わる意見等の概要】

委員 ・類似する市町村章の確認は，どこの段階で行うのか。

事務局 ・第1次選定作品が決定したら，事務局で行いたい。

委員 ・応募作品の原本を確認した時に，全く同じような作品を見かけた。第1次選定を進める際に注意すべきではないか。

委員 ・同じような作品のうちの一つが市章に選ばれた場合，他の応募者からの問い合わせの対応を考えておかなければならないと思う。

事務局 ・一人の応募者が，よく似たデザインを応募していることがある。これから小委員会委員に配付する作品コピーには，氏名の記載がないため，同一応募者であるかの判断は難しい。見分けるためには，同一応募者の作品リストをつくる方法がある。

委員 ・第1次選定結果で判断してもいいと思うが，その判断方法の共通認識が必要ではないか。

委員 ・選定の段階で似ている作品を見つけた場合，事務局へ報告してはどうか。

事務局 ・委員21名の目で見てもらったほうが，より気付いてもらえると思う。

委員 ・われわれが2点の作品を選ぶ際に，それに似ている作品を報告してはどうか。

委員 ・同じような作品については，デザイン趣旨の記載内容でも判断できるのではないか。

委員 ・次回の協議会で，1点を選ぶ方法はどうか。

事務局 ・本小委員会では，最終候補5点を協議会に提案するが，それから1点を選定する方法は協議会の議事の中で決めることであり，現段階ではわからない。

(休憩して，選定用資料を各委員に配付)

(4) 応募作品の取扱いについて

事務局広報広聴班今藤班長より，資料(P8)に基づき説明。

著作権の保護のため，応募作品の取扱いの留意点を説明。

選定用資料は，次回の小委員会で回収することを説明。

第1次選定作品の報告は，9月26日(当日消印有効)までに返信用封筒で行うことを説明。

原案のとおり承認。

【確認事項に関わる意見等の概要】

委員 ・資料のページをばらしてもいいのか。

事務局・選定時に使用しやすいようにしてかまわない。書き込みしてもページをばらしてもいいが、返還時にはページをそろえてほしい。

(5) 次回会議の開催について

事務局広報広聴班今藤班長より、資料(P 9)に基づき説明。

次回会議の開催については、10月11日(火)午後3時から、宮城県古川合同庁舎1階「大会議室」で開催することとした。

5 . その他

特になし

6 . 閉会の挨拶・・・猪股副委員長

(ここで、協議事項2で無効と判定された作品の番号表及び有効作品の1市6町の区分を各委員に配付した。無効作品は選定対象から除外することとした)

7 . 閉会・・・広報広聴班 今藤班長

